



# 禁煙外来治療費の助成

～がんの予防及び生活習慣病対策をサポートします～



## 内容

医療機関の禁煙外来治療費(薬剤費含む)の本人負担額のうち1万円を上限に助成  
※治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません

## 対象者

- 20歳以上で、登録申請時及び助成金請求時に住民登録のある方
  - これから禁煙外来治療を受ける方
- ※年度内一人一回

## 受付

令和6年 5月7日(火)から11月29日(金)

## 定員

30名(先着順)

## 応募方法

本人より窓口、郵送、FAX、電子申請にて提出



▲電子申請フォーム  
電子フォームに入力するだけで、登録申請を行うことができます。

### 禁煙にチャレンジしてみましょう!!

禁煙治療では、薬を使うだけでなく、専門の医療者からアドバイスをもらえるため、自力の禁煙と比べてより楽に確実に禁煙できます。

#### ■禁煙外来について

禁煙外来の標準治療は12週間で5回、健康保険等を利用した治療費の自己負担は約2万円程度です。



## 禁煙外来治療費助成の流れ

### 1.登録申請

- 登録申請書を提出

### 2.登録決定

- 登録審査結果通知をお送りします

### 3.禁煙外来で治療開始

- 登録が決定した方は、登録日以降に治療を開始

### 4.禁煙外来での治療終了

- 治療の領収書及び明細書は保管してください。

### 5.交付申請及び助成金の請求

- 登録有効期間内かつ  
治療終了月の翌月末までに申請してください。  
※登録有効期間：登録日より6か月後まで

### 6.助成金の交付

- 申請書類の確認後、指定の口座へ振り込みます  
※口座への入金まで1か月前後かかることがありますので、ご了承ください。

治療開始前に必ず登録が必要です



### 禁煙治療医療機関は文京区ホームページ参照

禁煙治療薬の供給状況により、禁煙外来を一時休止している医療機関があります。事前に禁煙外来を行っているかご確認の上、ご受診ください。  
※受診する禁煙外来は、文京区外の医療機関でも可能



▲区HP